

社会福祉法人 敬愛 評議員名簿 (R6 公開用)

1 社会福祉法人名 敬愛 2 所在地 千葉県佐倉市山王1丁目9番地8 ☎ 043-310-6811
 3 評議員 定数 7人以上11名以内
 4 任期 選任後(令和3年6月)4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

令和6年6月10日現在

評議員 役名	氏名	生年月日	性別	住所	主な職歴等	就任 年月日	親族及び 利害関係	評議員の資格						連絡先(自宅)
								学識 経験	地域 代表	施設 長	社会福 祉経験	財務	その他 役員等	
委員	くわばら いつみ 桑原 逸美		女			平成30年 4月1日	なし	○		○			○	
委員	しみず かずみ 清水 一巳		男			令和6年 6月10日	なし	○					○	
委員	こんどう たけお 近藤 武雄		男			平成29年 4月1日	なし		○		○		○	
委員	まつお ただまさ 松尾 忠正		男			平成29年 4月1日	なし	○		○			○	
委員	おかざき よしこ 岡崎 好子		女			平成29年 4月1日	なし		○		○			
委員	さめだ のぶお 鮫田 信夫		男			平成29年 4月1日	なし		○		○			
委員	ないとう ひろこ 内藤 寛子		女			令和5年 6月9日	なし		○		○		○	

☆評議員選出基準

・評議員選出基準は、評議員選任・解任委員会運営細則第9条第1項に基づき定めたものである。

○法律上、評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任する。

【法的根拠】社会福祉法第39条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

1【評議員として識見を有する者】

- ・社会福祉事業や学校など公益的な事業の経営者
- ・社会福祉に関する学識経験者(大学教員等)
- ・地域の福祉関係者(民生委員、児童委員等)
- ・社会福祉法人職員あるいは経験者
- ・地域の団体が適切な者として推薦する者

2【評議員として選出が不可の者】

- ・本法人の理事・監事及びその親族
- ・本事業所の職員及びその親族

3【備考】

- ・居住地域は問わない。
- ・他の社会福祉法人の理事・監事が兼務することは可である。